

行政処分の公表について

弊社の大橋営業所は、令和 7 年 2 月 25 日に長崎運輸支局より一般監査が行われ、以下の処分を受けました。

当該処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。

記

1. 行政処分を受ける営業所

大橋営業所（所在地）長崎県長崎市油木町 2 番 9 号

2. 行政処分の内容

- ①輸送施設（事業用自動車）の使用停止 20 日車
- ②文書警告
- ③文書勧告

3. 違反事実及び適用条項

- ①運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の遵守が不適切であった。

（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項）

- ②運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項）

- ③早発をした運送があった。

（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 12 条）

4. 行政処分を受けた日

令和 7 年 7 月 9 日

5. 当該処分に基づき講じた改善策

- ①改善基準告示の遵守徹底
- ②運転士に対する指導及び監督の強化
- ③運行時刻の確認徹底及び指導強化
適正な運行時分設定の検討

以上